

発議第 7 号

令和7年 9月 9日

城里町議会議長 三村 孝信 様

提出者 議会運営委員会委員長 片 岡 藏 之

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 7 年城里町条例第 号

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例

城里町議会委員会条例（平成17年城里町条例第159号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号中「，下水道課」を削り、「水道課」を「上下水道課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

城里町議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1条 (略) (常任委員会の名称, 委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。 (1) (略) (2) 教育産業常任委員会 7人 農業政策課, 都市建設課, 教育委員会, 農業委員会, <u>上下水道課</u> 所管に関する事項において一般行政, 調査及び議案, 請願, 陳情等 の審査に関する事務 (3) (略) 2・3 (略) 第3条～第27条 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。	第1条 (略) (常任委員会の名称, 委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。 (1) (略) (2) 教育産業常任委員会 7人 農業政策課, 都市建設課, <u>下水道課</u>, 教育委員会, 農業委員会, <u>水道課</u>所管に関する事項において一般行政, 調査及び議案, 請願, 陳情等の審査に関する事務 (3) (略) 2・3 (略) 第3条～第27条 (略)